

○群馬県警察信号機等管理要綱の制定について（例規通達）

平成31年2月20日群本例規第4号（交規）警察本部長

改正

令和2年3月9日群本例規第11号（務）

群馬県警察信号機等管理要綱の制定について（例規通達）

この度、別添のとおり群馬県警察信号機等管理要綱を定めたので、運用に誤りのないようにされたい。

なお、群馬県警察交通安全施設管理要綱の制定について（平成14年群本例規第12号）は、廃止する。別添

群馬県警察信号機等管理要綱

第1 趣旨

この要綱は、群馬県警察における信号機、対向車接近表示装置及び交通情報板（以下「信号機等」という。）を適切に維持管理するために必要な事項を定めるものとする。

第2 管理の方針

信号機等の管理に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1 信号機等の機能が十分発揮できるよう検証等により、交通実態に適合した効果的な運用を図ること。
- 2 信号機等の障害その他の理由により、その機能が損なわれないよう平素から機器の作動状況を点検し、必要な修理又は障害物等の早期除去を行うなど常に良好な状態を保つように配慮すること。

第3 総括信号機等管理責任者

- 1 交通部交通規制課（以下「本部主管課」という。）に、総括信号機等管理責任者（以下「総括管理責任者」という。）を置き、交通部交通規制課長をもって充てる。
- 2 総括管理責任者は、第4に規定する管理責任者と緊密な連携を保ち、県内全般における信号機等の管理に当たるものとする。

第4 信号機等管理責任者

- 1 警察署及び交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）に、信号機等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、それぞれの所属の長をもって充てる。
- 2 管理責任者は、その管轄する警察署の管内又は高速道路における信号機等の管理に当たるものとする。

第5 信号機等管理担当者

総括管理責任者及び管理責任者は、本部主管課にあつては課長補佐（施設担当）以上の職にある者を、警察署にあつては交通課長を、高速隊にあつては副隊長を信号機等管理担当者に指定し、その事務を補佐させるものとする。

第6 信号機等の点検

- 1 信号機等の点検は、定期点検及び特別点検とし、総括管理責任者が認めた場合は、その全部又は一部を委託することができる。
- 2 定期点検は、毎年1回、特別点検は、次の場合において、総括管理責任者が別に定める要領により行うものとする。
  - （1）信号機等に関連する交通事故が発生し、当該信号機等に損傷の疑いがある場合又は当該交通事故の原因が当該信号機等に関係すると認められる場合
  - （2）雷雨、地震、台風等の災害発生により、信号機等の状況を点検する必要があると認めた場合
  - （3）その他総括管理責任者が信号機等の状況を点検する必要があると認めた場合
- 3 総括管理責任者は、点検を実施した場合は、その結果について、当該点検に係る信号機等を管理する管理責任者に連絡しなければならない。
- 4 総括管理責任者及び管理責任者は、所属職員に対し、通常勤務等を通じて、信号機等の損傷、故障、腐食、劣化等の発見に努めさせるものとする。

## 第7 信号機等の改良

- 1 総括管理責任者及び管理責任者は、交通事故防止と交通渋滞の緩和を図るため、信号機等の点検結果、交通量調査結果、交通事故分析結果等に基づき、信号機の集中化、多現示化、感応化等の高度化、機器の更新、信号機の設定秒数の見直し、対向車接近表示装置又は交通情報板の表示内容の変更その他信号機等の改良について、検討を行うものとする。
- 2 管理責任者は、前記1の規定による検討を行った場合において、信号機等を改良する必要があると認めるときは、信号機等改良報告書（別記様式）により、総括管理責任者に報告するものとする。
- 3 総括管理責任者は、前記1の規定による検討を行った場合又は前記2の規定による報告があった場合において、信号機等を改良する必要があると認めるときは、速やかに、信号機等を改良するものとする。この場合において、その内容を当該信号機等を管理する管理責任者に連絡するものとする。
- 4 総括管理責任者及び管理責任者は、信号機設置場所及び付近道路の構造を改良することにより、交通の安全と円滑化を図ることができ、かつ、信号機の制御機能を更に効率的に運用することができる場合、当該道路管理者に道路構造の改良を要請するなどの措置を講ずるものとする。

## 第8 障害時の対応

- 1 前記第7の規定にかかわらず、管理責任者は、信号機等が交通事故、自然災害等によって損傷し、又は正常に機能しない障害が発生したことにより交通に支障が生じている事案（以下「障害事案」という。）を認知した場合は、総括管理責任者に直ちに報告をしなければならない。
- 2 総括管理責任者は、前記1の規定による報告があった場合その他障害事案を認知した場合は、直ちに、信号機等の修理等の対応を行うものとする。
- 3 総括管理責任者及び管理責任者は、障害事案を認知した場合は、相互に連携し、直ちに、交通整理等の必要な措置を執るものとする。

## 第9 信号機管理システムにおける施設管理

- 1 総括管理責任者は、信号機等を設置し、点検し、改良し、又は廃止した場合は、速やかに、信号機管理システム（群馬県警察ワイドエリアネットワークの運営に関する訓令（平成23年群馬県警察本部訓令甲第10号）に規定する適用業務として開発したものをいう。以下同じ。）に必要な事項を入力し、その状況を管理するものとする。
- 2 管理責任者は、信号機管理システムにより、その管理する信号機等の状況を把握するものとする。

前 文（抄）（令和2年3月9日群本例規第11号（務））

令和2年3月19日から施行する。